

16 軽油引取税の課税状況

(1) 軽油の引取数量の状況

区 分		数 量 ・ 件 数	
引 取 数 量		255,808 kl	
課 税 対 象 と な ら な い 数 量		33,308 kl	
差 引 -		222,500 kl	
欠 減 量	特 約 業 者 分 1/100	2,105 kl	
	元 売 業 者 0.3/100	36 kl	
	計	2,141 kl	
課 税 標 準 量 -		220,359 kl	
申 告 納 付 等 の 分	燃料炭化水素油の販売量 (法144の2)	0 kl	
	課税対象とならない数量	0 kl	
	軽油又は燃料炭化水素油の販売量 (法144の2)	0 kl	
	課税対象とならない数量	0 kl	
	炭化水素油の消費量 (法144の2)	0 kl	
	課税対象とならない数量	0 kl	
	みなす課税された軽油の消費・譲渡 (法144の3)	10 kl	
	課税対象とならない数量	9 kl	
	みなす課税された軽油の輸入量 (法144の3)	0 kl	
	その他	212 kl	
	課税対象とならない数量	3 kl	
	計	222 kl	
	課税対象とならない数量の計	12 kl	
課 税 標 準 量 -		210 kl	
合 計 +		220,569 kl	
特 別 徴 収 義 務 者 数 等	元 売 業 者	本 店 の 数	0 件
		登 録 数	17 件
		事 務 所 等 の 数	4 件
	特 約 業 者	本 店 の 数	34 件
		登 録 数	143 件
		事 務 所 等 の 数	125 件
	計	本 店 の 数	34 件
		登 録 数	160 件
		事 務 所 等 の 数	129 件
	仮 特 約 業 者	本 店 の 数	0 件
		事 務 所 等 の 数	0 件
	そ の 他 の 者	本 店 の 数	0 件
事 務 所 等 の 数		0 件	

- (注) 1. 「欠減量」とは、軽油の引取りの際に物理的に霧散してしまうとされる軽油の数量をいう (法144の14)。
2. 「その他」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量 (法144の2)、特約業者の自己消費(法144の3)、元売業者の自己消費(法144の3)、免税軽油の譲渡(法144の3)、免税軽油の用途外使用(法144の3)によりみなす課税された軽油及び免税軽油の不正受給(法144の22 (法144の25 の準用含む))により課税された軽油の合計数量をいう。
3. 「その他」の欄のうち「課税対象とならない数量」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量から控除された数量(法144の2)、特約業者の自己消費(法144の3)及び元売業者の自己消費(法144の3)によりみなす課税された経路から控除された数量の合計数量をいう。

